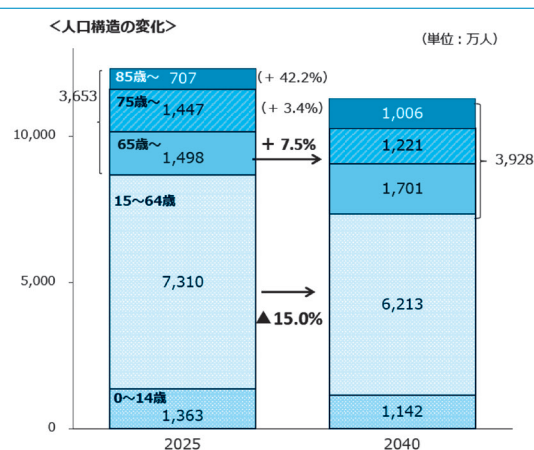


中山間・人口減少地域向けに 新たな特例介護サービスを創設

介護サービス提供体制の維持のため、人材確保が難しい中山間・人口減少地域向けに、新たな类型的特例介護サービスを創設することが、令和8年6月19日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」に盛り込まれています。同サービスでは、包括的な評価（報酬）の導入や配置基準の緩和等の措置が講じられます。具体的な内容の検討状況をみていきます。



図1 2025年→2040年の人口構造の変化



<2025→2040年の年齢区分別人口の変化の状況>

	年齢区分別人口の変化率の平均値	
	生産年齢人口	高齢人口
●大都市型	-11.9%	17.2%
●地方都市型	-19.1%	2.4%
●過疎地域型	-28.4%	-12.2%

大都市型：人口が100万人以上（又は）人口密度が2,000人/km²以上
地方都市型：人口が20万人以上（又は）人口10～20万人（かつ）人口密度が200人/km²以上
過疎地域型：上記以外

第261回 社会保障審議会介護給付費分科会 資料1より

特例介護サービスは令和9年4月1日施行

我が国の2040年の人口構成は、85歳以上人口を中心とした高齢化と生産年齢人口の減少が予測されている。地域ごとにも、ほぼすべての地域で生産年齢人口が減少し、都市部では高齢人口が増加、過疎地域では減少する（図1）。これを市区町村別にみると、558市町村（全市区町村の約3割/2015年人口に対する2050年人口の変化率）が

人口半数未満となり、そのうち21市町村が25%未満となる。とくに、人口が半減する市町村は中山間地域等に多くみられる。

各保険者における、2050年までの介護サービス利用者数の推計では、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もある一方、都市部を中心に2040年以降まで増え続ける保険者が多くなっている。また、2050年までの間に最も利用者数が多くなる年の利用者数の、2022年の利用者数との比（増加率）をみると、+20%未満の保険者（約44%）が多い一方で、+60%以上となる保険者（約13%）

も存在している。

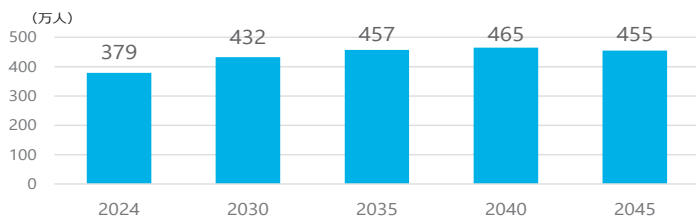
介護サービス需要の変化をサービスごとにみると、保険者によって利用者数が最大となる年はさまざまであるが、在宅サービスについては、すでに2024年までに313（19.9%）の保険者がピークを迎え、2035年までに906（57.6%）の保険者がピークを迎えると見込まれている（図2）。

施設サービスについては、すでに2024年までに256（16.3%）の保険者がピークを迎え、2035年までに762（48.4%）の保険者がピークを迎えると見込まれている



図2 介護サービス需要の変化（在宅サービス）

在宅サービス利用者数の将来見込



在宅サービス利用者数が最大となる年と2040年までの増加率

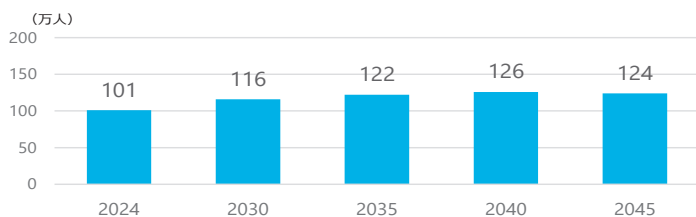
	2024以前	2030	2035	2040	2045以降	2040までの増減率	
						既にピーク	今後ピーク
政令市・特別区 県庁所在地	-	-	15 (20.3%)	27 (36.5%)	32 (43.2%)	—	26.6%
市（上記を除く）	67 (9.8%)	59 (8.6%)	221 (32.4%)	222 (32.5%)	114 (16.7%)	△5.7%	21.8%
町村（広域連合含む）	246 (30.1%)	138 (16.9%)	160 (19.6%)	195 (23.9%)	77 (9.4%)	△11.6%	14.9%
（再掲）三大都市圏	2 (0.7%)	20 (6.6%)	123 (40.5%)	70 (23.0%)	89 (29.3%)	△4.4%	26.0%
（再掲）三大都市圏以外	311 (24.5%)	177 (13.9%)	273 (21.5%)	374 (29.5%)	134 (10.6%)	△7.5%	20.2%

※「在宅サービス利用者」は、介護予防支援、居宅介護支援（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の1月あたり利用者数の合計
 ※「三大都市圏」は、東京圏（東京都特別区、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市及びこれらに対する通勤・通学10%圏に含まれる市町村）、名古屋圏（名古屋市及び同市に対する通勤・通学10%圏に含まれる市町村）、関西圏（京都市、大阪市、堺市、神戸市及びこれらに対する通勤・通学10%圏に含まれる市町村）
 （出典）第9期市町村介護保険事業計画において各市町村が算出した推計値に基づき作成

第261回 社会保障審議会介護給付費分科会 資料1より

図3 介護サービス需要の変化（施設サービス）

施設サービス利用者数の将来見込



施設サービス利用者数が最大となる年と2040年までの増加率

	2024以前	2030	2035	2040	2045以降	2040までの増減率	
						既にピーク	今後ピーク
政令市・特別区 県庁所在地	-	4 (5.4%)	8 (10.8%)	30 (40.5%)	32 (43.2%)	—	29.6%
市（上記を除く）	67 (9.8%)	92 (13.5%)	97 (14.2%)	296 (43.3%)	131 (19.2%)	△5.7%	27.8%
町村（広域連合含む）	189 (23.2%)	200 (24.5%)	105 (12.9%)	235 (28.8%)	87 (10.7%)	△10.1%	25.2%
（再掲）三大都市圏	3 (1.0%)	14 (4.6%)	71 (23.4%)	129 (42.4%)	87 (28.6%)	△2.4%	34.8%
（再掲）三大都市圏以外	253 (19.9%)	282 (22.2%)	139 (11.0%)	432 (34.0%)	163 (12.8%)	△7.7%	23.8%

※「施設サービス利用者」は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設の1月あたり利用者数の合計
 ※「三大都市圏」は、東京圏（東京都特別区、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市及びこれらに対する通勤・通学10%圏に含まれる市町村）、名古屋圏（名古屋市及び同市に対する通勤・通学10%圏に含まれる市町村）、関西圏（京都市、大阪市、堺市、神戸市及びこれらに対する通勤・通学10%圏に含まれる市町村）
 （出典）第9期市町村介護保険事業計画において各市町村が算出した推計値に基づき作成

第261回 社会保障審議会介護給付費分科会 資料1より

（図3）

このような地域ごとの実情に対応するため「社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和8年6月19日成立／以下、改正法）により、中山間・人口減少地域における柔軟な対応として「特例介護サービス」（令和9年4月1日施行）が創設される。

これは、高齢者人口の減少だけでなく、生産年齢人口の減少により介護人材の確保の困難が進んでいる中山間・人口減少地域に、必要なサービスを維持することを目的としている。

創設される特例介護サービスは、①特定地域サービス（介護（予防）給付）、②特定地

域居宅サービス等事業（地域支援事業）に分かれていく（4頁図4）。

①の特定地域サービスは、包括的な評価（月当たり定額報酬）の導入、人員配置基準の弾力化（管理職・専門職、夜勤職員の要件の緩和等）を行うもので、障害福祉分野においても同様の見直しが行われる。なお、人員配置基準の弾力化については、「職員の負担や質の確保への配慮が前提」としている。

②の特定地域居宅サービス等事業は、市町村が、給付に代えて、介護保険財源を活用して事業費で委託するものである。

令和9年4月1日の施行に向けて、今後、特定地域（中山間・人口減少地域）の基準、

②の特定地域居宅サービス等事業については社会保障審議会介護給付費分科会（以下、介護保険部会）において、①の特定地域サービスについては同審議会介護給付費分科会において議論が行われる。また、介護事業者の連携強化（地域において中心的な役割を果たす法人・事業所がサービス提供を維持・継続するための仕組み、インセンティブ）については、介護保険部会等で議論を行う。既存施設の有効活用、調整交付金のあり方については、介護保険部会意見書を踏まえ、法令・通知改正等の必要な対応が行われる。なお、検討事項や議論の場については、今後の議論状況等に応じて変更される場合がある。



地域協働で実現する 切れ目のない包括ケア

— 新潟県十日町市・社会福祉法人十日町福祉会 —

新潟県十日町市にある社会福祉法人十日町福祉会（理事長・尾身晴夫氏）は、高齢者福祉事業と障害福祉事業を行う2つの社会福祉法人が合併し、平成20年10月に設立された。「社会福祉事業を通じて、多様な福祉課題に積極的かつ主体的に取り組む、地域社会の豊かな発展と充実に貢献します」という経営理念のもと、それぞれが得意とする分野や強みを持ち寄りながら、地域ニーズに応えた多様な福祉事業を展開している。

現在、十日町市内において、高齢者福祉事業では5カ所の特別養護老人ホームをはじめ、ケアハウス、認知症グループホーム、デイサービス、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援事業所など、障害福祉事業では、障害者支援施設、障害者グループホーム、就労継続支援B型事業所、放課後等デイサービス、相談支援事業所など、保育事業では2カ所の認定こども園と放課後児童クラブを運営している。

「もともと、共生型施設をつくりたいと考えていたところ、十日町市から建て替えを行う小学校の旧校舎の活用を呼びかけられたことがきっかけでした。令和4年の

平成30年には、障害者向けの生活介護、就労継続支援B型事業所、放課後等デイサービスのほか、放課後児童クラブや介護予防事業を併設した共生型複合施設「ケアホームげじょう」を開設している。

共生型複合施設の開設について、常務理事の松村実氏は次のように説明する。

「もともと、共生型施設をつくりたいと考えていたところ、十日町市から建て替えを行う小学校の旧校舎の活用を呼びかけられたことがきっかけでした。令和4年の

地域ニーズに応えた 多様な福祉事業を展開

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された新潟県十日町市にある社会福祉法人十日町福祉会を取りあげます。同法人は、人材不足により事業の継続が困難な地域のなかで、医療・介護・福祉のプラットフォームをつくり、連携や協働を進めています。その取り組みについて取材しました。

法人の概要

社会福祉法人 十日町福祉会

〒948-0144
新潟県十日町市水口沢99番地
TEL 025-761-7340
FAX 025-761-7341
URL <https://fuku-tokamachi.or.jp/>

法人設立：平成20年10月

理事長：尾身 晴夫

法人施設：【介護】特別養護老人ホーム、ケアハウス、認知症グループホーム、デイサービス、小規模多機能型居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターなど

【障害】障害者支援施設、障害者グループホーム、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所、放課後等デイサービス、生活介護、日中一時支援、相談支援事業所など

【保育】認定こども園、放課後児童クラブ



人材不足により事業の 持続性が地域課題に

同法人が拠点とする十日町市



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

続きは、

月刊誌

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・9,816円（税、発送料込）

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949